

『論語』における「令」と「和」について

——「礼の思想」の行方——

春 本 秀 雄

はじめに

二〇一九年五月一日から「令和」の元号が用いられている。「元号」は、元来、中国で発祥して日本でも用いられるようになったものであり、思想的には中国哲学の研究領域である。ここに、元号の「令」と「和」の文字についての若干の考察を試みてみたい。

四角号碼索引で「令」の文字は、「8030⁷」である。因みに、「令」の文字を「令」と表記したら、「8020⁷」としなければならない。栞貴明・田楽主編『十三經索引』（北京中国社会科学出版社 二〇〇三年〈中華人民共和國五十五〉の『禮記』八三一頁の「令 8030⁷」に、

命相布徳和○ 030/09

とあり、また、同書、四〇八頁の「和 2690。」に、

命相布徳○令 030/08

とある。つまり、この「和令」の語彙は、『礼記』月令篇に、

『論語』における「令」と「和」について

立春之日、天子親帥三公九卿諸侯大夫、以迎春於東郊、還反賞公卿諸侯大夫於朝、命相布德和令、行慶施惠、下及兆民。(立春の日、天子、親ら三公・九卿・諸侯・大夫を帥めて、以て春を東郊に迎へ、還反して公卿・諸侯・大夫を朝に賞し、相に命じて徳を布き令を和らげ、慶を行ひ恵を施すこと、下、兆民に及ぶ。)

とある。この『礼記』月令篇の「和令」の語彙については、先に、大阪大学名誉教授の加地伸行先生のご指摘があった。⁶⁾「和令」でなくて、「令和」の語彙は、『辞海』中華書局香港分局 一九六五年(中華人民共和國十七)、『漢語大詞典』(漢語大詞典出版社 一九九七年(中華人民共和國四十七))、『佩文韻府』(康熙間勅撰 臺灣商務印書館 一九三七年(中華民國二十六))、朱起鳳撰『辭通』(臺灣開明書店 一九六〇年(中華民國四十九))、符定一編『聯綿字典』(臺灣中華書局 一九七九年(中華民國六十八))等の辞書にない。しかし、諸橋轍次著『大漢和辭典 卷一』(大修館書店 一九六〇年(昭和三十))の六一九頁に、「【令和】182 レイワ 字號。①後魏、趙豎(10—37171 : 362)の字。②南齊、江謐(6—17140 : 386)の字。③隋、乞伏慧(1—170 : 61)の字。」とある。つまり、「令和」は「字」として歴史的に存在はしていても、他に、「令和」の語彙はない。⁷⁾

『論語』に「令和」の語彙は勿論、存在しない。しかし、「令」と「和」の文字が使われた章がある。例えば、『論語』学而篇の「子曰。巧言令色、鮮矣仁。(子、曰はく。巧言令色、鮮なし仁。)」とある。また、『論語』子路篇に、「子曰。君子、和而不同。小人、同而不和。(子、曰はく。君子、和して同せず。小人、同じて和せず。)」とある。他にも「令」と「和」の文字が使われた章がある。⁸⁾本拙稿においては、特に、『論語』ではどのような「令」と「和」の文字を用いた章があり、そこにおける「令」と「和」の文字の意味や使われ方、更には、その章の内容、思想等について、主に考察した。

一 「令」と「和」の文字について

先ずは、「令」と「和」の文字についての解明をしてみたい。

元來、「令」とは、どのような文字であろうか。『説文解字』九篇上「令」⁽⁹⁾に、

發號也。(号を發するなり。)

とある。この段注に、

号部曰。號者嘯也。口部曰。嘯者號也。發號者發其號嘯、以使人也。是曰令。人部曰。使者令也。義相轉注。引伸、爲律令、爲時令。詩箋曰。令善也。按、詩多言令。毛、無。伝古文尚書、言靈。見般庚多士多方。般庚正義引釋詁、靈善也。蓋、今本爾雅作令。非古也。凡、令訓、善者、靈之假借字也。(号部に曰はく。「号は嘯なり」と。口部に曰はく。「嘯は号なり」と。「号を發する」は、「其の号嘯を發して、以て人を使ふなり」。是れ「令」と曰ふ。人部に曰はく。「使は令なり」と。義、相ひ、転注す。引伸して、「律令」と爲し、「時令」と爲る。『詩』(小雅、「角弓」)の(鄭)箋に曰はく。「令は善なり」と。按ずるに、『詩』多く「令」を言ふ。『毛』、無し。『古文尚書』に伝ふるには、「靈」を言ふ。「般庚」・「多士」・「多方」に見みゆ。「般庚」の「正義」には、(『爾雅』)「釋詁」を引きて、「靈は善なり」とす。蓋し、今本の『爾雅』は(「靈」ではなくて)「令」に作る。古に非ざるなり。凡よそ、「令」の訓、「善」は、「靈」の假借の字なり。)

とある。更に続けて、『説文解字』九篇上「令」に、

从人卩。(人卩に从ふ。)

とある。この段注に、

號嘯者招集之口也。故、从人卩。會意。力正切。古音在十二部。(号嘯は、これを口に招集するなり。故に、人卩に从ふ。會意なり。力、正の切なり。古音は十二部に存す。)

とある。号嘩を發して人を使うのを令と言ひ、このことから「使」の転注で「令」となる。(そして、)引伸して「律令」、「時令」となった。そして、令の訓は、『爾雅』釋詁の「靈は善なり」の「靈」の字の(音の)仮借により、「令は善」となったと言ふ。また、白川静著『字統』(平凡社 一九八四年〈昭和五十九〉)八九六頁に、

令 象形 礼冠をつけて、跪(ひざまず)いて神意を聞く神職のもの形。上部は三角 形に似た深い冠の形である。古く令の意と、またその字形のまま命の字にも用いた。〔説文〕九上に「號(がう)を發するものなり。亼(しふ)・口(せつ)に従ふ」と会意に解する。人を集、口を節とし、人を集めて五瑞の節を頒(わか)ち、その政令を發する意とするものであるが、卜文・金文の形は、礼帽を着けて、謹み跪いて神意を聴く人の形に作る。その神意は、神の命ずるところである。金文の命の字は、はじめ令に字形のまま、「大令」「天令」「明令」「休令」「先王の令」「祖考の令」のようにしるされており、西周(せいしゅう)後期に至つて、これに祝禱を収める器の匚(さい)を加えて、命(*めい)に作る。令・命はもと一字であつたことが知られる。若(*じゃく)ももと匚に従わない字であつたが、西周中期から匚を加えた字形となつた。また鈴(*れい)も、「毛公鼎」の「朱旂(しゆき)二鈴」、また「楚王鐘(そおうしゅう)」(「許子鐘(きよししゅう)」の鈴も、すべて命に従うて鑰に作る。令・命はなお一字であつたことが知られる。鈴は神を降し、神を送るとき樂器である。神意に従うことから令善の義となり、令名・令聞のように用いる。また命令の意より官長や使役の義となり、のち敬称として令聞(れいけい)・令嗣(れいし)のように用いる。

とある。「令」の文字の卜文や金文の形からは、「礼帽を着けて、謹み跪いて神意を聴く人の形に作る。」のがもともとの「令」の文字であると言ふ。また、更に、賈誼の『新書』等齊に、「天子之言、曰、令。(天子の言、曰はく、令なり。)」ともある。以上のことから、「令」とは、「天神の意、善なるもの」と言える。

次に、元來、「和」とは、どのような文字であらうか。
『説文解字』二篇上「和(味)」に、

相應也。从口。禾聲。(相ひ応ずるなり。口に従ふ。禾の声)とある。この段注に、

古唱和字。不讀去聲。戸戈切。十七部。(古くは、和の字を唱ふ。去声に読まず。戸、戈の切なり。十七部。)とある。また、白川静著『字統』(平凡社 一九八四年〈昭和五十九〉)九二二頁に、

和 会意 禾(か)と口とに従う。禾(*)は軍門に立てる標識で、左右両禾は軍門の象。口は凵(さい)、祝禱を収める器で、この字においては軍門で盟誓し、和議を行なう意である。ゆえに和平の意となる。〔説文〕二上に「相膺(こた)ふるなり」と応和、相和する意と解し、また字を禾声とするが、相和する字は穌(*わ)であり、和は軍門媾和を原義とする字である。……(中略)……

これによつて和平がもたらされるので、和平の意となり、和順の意となる。金文に、父母に対して自らを和子と⁽¹⁴⁾いう例がある。和の訓義は甚だ多く、字書に三十数義を列するが、みな軍門に和議の義からの引伸の義である。……とある。「軍門で盟誓し、和議を行うの意」が原義であることが述べられている。ここから引伸して、和平、和順の意となり、話し合いをして講和をする意味となった。また、更に、『周礼』春官宗伯下 大司樂「中和祗庸孝友」の鄭注に「和、剛柔適也。(和は、剛柔の適なり。)⁽¹⁵⁾」とあり、『太玄経』玄税「以和天下(以て天下を和す)」の范注に「和、調也。(和は、調なり。)⁽¹⁶⁾」とある。以上のことから「和」とは、「話し合いにより剛柔を調整すること」と言える。

二 『論語』における「令」について

次に、『論語』ではどのように「令」の文字を用いた章があり、そこにおける「令」の文字の意味や使われ方、等、はどのようなものかについて述べてみたい。

秦貴明・田棗主編『十三經索引』（北京 中国社会科学出版社 二〇〇三年〈中華人民共和國五十五〉）「論語卷」一五九頁に次のようにある。

80307令

0伊子文。006 32

舊0伊之政。006 32

不0而行。021 16

雖0不從。021 16

慢0致期謂之賊。035 18

巧言0色鮮矣仁。001 07

巧言0色足恭。007 08

巧言0色鮮矣仁。031 01

三仕為0伊。006 32

必以告新0伊。006 33

とある。^①これ等は次に示すような『論語』の本文に「令」の文字があることを意味している。

①へ0伊子文。006 32・へ舊0伊之政。006 32・へ三仕為0伊。006 32・へ必以告新0伊。006 33に關しては、『論語』公治長篇に次のようにある。^②

子張問曰。令尹子文三仕爲令尹。無喜色。三已之。無愠色。舊令尹之政、必以告新令尹。何如。子曰。忠矣。曰。仁矣乎。曰。未知、焉得仁。崔子弑齊君。陳文子有馬十乘。棄而違之。至於他邦、則曰。猶吾大夫崔子也。違之。之一邦、則又曰。猶吾大夫崔子也。違之。何如。子曰。清矣。曰。仁矣乎。曰。未知、焉得仁。（子張、問ひて曰はく。令尹の子文、三たび仕へて令尹と爲る。喜色なし。三たびこれを已む。愠の色なし。旧の令尹の政は、

必らず以つて新な令尹に告ぐ。何如。子、曰はく。忠なり。曰はく。仁なりや。曰はく。未だ知らず、焉んぞ仁を得ん。崔子、齊の君を弑す。陳文子に馬十乘、有り。棄ててこれに違ふ。他邦に至れば、則ち曰はく。猶ほ吾が大夫、崔子がごときなり、と。これに違ふ。一邦に之かば、則ち又た曰はく。猶ほ吾が大夫、崔子がごときなり、と。これに違ふ。何如。子、曰はく。清きなり。曰はく。仁なりや。曰はく。未だ知らず、焉んぞ仁を得ん。・・・「令」は「令尹」として官名として「令」の文字が使われている。

② 不0而行。021 16<・>雖0不從。021 16<・>に關しては、『論語』子路篇に次のようにある。²⁰⁾

子曰。其身正、不令而行、其身不正、雖令不從。(子、曰はく。其の身、正しければ、令せずとも行はれ、其の身、正からざれば、令すと雖も従はず。・・・「令」は「命令」の意味で使われている。・・・人として正しいことをしていれば、人を動かす為の命令の有無の存在は及び得るものではないとしている。²¹⁾

③ 慢0致期謂之賊。035 18<・>に關しては、『論語』堯曰篇に次のようにある。²²⁾

子張問於孔子曰。何如斯可以從政矣。子曰。尊五美、屏四惡、斯可以從政矣。子張曰。何謂五美。子曰。君子惠而不費、勞而不怨、欲而不貪、泰而不驕、威而不猛。子張曰。何謂惠而不費。子曰。因民之所利而利之。斯不亦惠而不費乎。擇可勞而勞之。又誰怨。欲仁而得仁。又焉貪。君子無衆寡、無小大、無敢慢。斯不亦泰而不驕乎。君子正其衣冠、尊其瞻視、儼然人望而畏之。斯不亦威而不猛乎。子張曰。何謂四惡。子曰。不教而殺。謂之虐。不戒而成。謂之暴。慢令致期。謂之賊。猶之與人也。出納之吝。謂之有司。(子張、孔子に問ひて曰はく。何如なれば斯れ以つて政に従うべきか。子、曰はく。五美を尊び、四惡を屏(しりぞ)ければ、斯れ以つて政に従ふべし。子張、曰はく。何を五美と謂ふか。子、曰はく。君子、恵して費へず、勞して怨みず、欲して貪ぼらず、泰にして驕らず、威にして猛からず、と。子張、曰はく。何を恵して費へずと謂ふか。子、曰はく。民の利とする所に因りてこれを利す。斯れ亦た恵して費へずにあらずや。勞すべきを拵びてこれを勞す。又た誰をか怨まん。仁を欲して仁を得たり。又た焉んぞ貪ぼらん。君子、衆寡なく、小大なく、敢へて慢(あなど)ることなし。斯れ亦た泰にして

驕らざるにあらずや。君子は其の衣冠を正しくして、其の瞻視（せんし）を尊くし、儼然として、人、望みて、これを畏る。斯れ亦た威にして猛からずにあらずや。子張、曰はく。何を四悪と謂ふか。子、曰はく。教へずして殺す。これを虐と謂ふ。戒めずして、成るを視る。これを暴と謂ふ。令を慢（ゆる）くして、期を致す。これを賊と謂ふ。このごとく人に与ふるなり。出納の吝（やずさ）かなる。これを有司と謂ふ。……「令」は「命令」の意味で使われている。

④ 〈巧言〇色鮮矣仁。〇〇一〇七〉に関しては、『論語』学而篇に次のようにある。

子曰。巧言令色、鮮矣仁。（子、曰はく。巧言令色、鮮なし仁。）……「令」は「善」の意味で使われている。……集注に、「巧、好。令、善也。（巧は好なり。令は善なり。）」とある。⁽²⁴⁾

⑤ 〈巧言〇色足恭。〇〇七〇八〉に関しては、『論語』公治長篇に次のようにある。⁽²⁵⁾

子曰。巧言令色足恭、左丘明恥之。丘亦恥之。匿怨而友其人、左丘明恥之、丘亦恥之。（子、曰はく。巧言令色足恭は、左丘明、これを恥ず。丘もまたこれを恥ず。怨みを匿して其の人を友とするは、左丘明、これを恥ず。丘もまたこれを恥ず。）……「令」は「善」の意味で使われている。

⑥ 〈巧言〇色鮮矣仁。〇三一〇一〉に関しては、『論語』陽貨篇に次のようにある。⁽²⁶⁾

子曰。巧言令色、鮮矣仁。（子、曰はく。巧言令色、鮮なし仁。）……「令」は「善」の意味で使われている。以上のように、『論語』の六篇に「令」の文字が出てくる。

①の公治長篇の「令尹」の「令」は「官名」として使われている。②の子路篇・③の堯曰篇では、「令」が「命令」の意味として使われている。④の学而篇・⑤の公治長篇・⑥の陽貨篇の「巧言令色」の「令」の文字は「善」の意味で使われている。つまり、『論語』において、「令」は、(1)「官名」の意味 (2)「命令」の意味 (3)「善」の意味の三者である。従って、『論語』では、「令」に「beautiful」の意味は存在しない。また、④学而篇 ⑤公治長篇 ⑥陽貨篇にある「巧言令色」は「鮮矣仁（鮮なし仁）」の意味である。つまり、『論語』においては、「令色」は良い意味

で使われていない。⁽²⁷⁾

三 『論語』における「和」について

次に、『論語』ではどのような「和」の文字を用いた章があり、そこにおける「和」の文字の意味や使われ方はどうであるのかについて、ここに述べてみたい。

前掲、楽貴明・田楽主編『十三経索引』（北京 中国社会科学出版社 二〇〇三年〈中華人民共和国五十五〉）「論語卷」八八頁に次のようにある。

2690。和

0 爲貴。 0 0 1 2 2

0 無算。 0 2 8 0 9

知0而0。 0 0 0 1 2 3

而後0之。 0 1 1 1 1

君子0而不同。 0 2 2 1 1

動之斯0。 3 4 1 1

小人同而不0。 0 2 2 1 1

とある。⁽²⁸⁾ これ等は次に示すような「和」の文字が『論語』の本文にあることを意味している。

① <0爲貴。 0 0 1 2 2>・<知0而0。 0 0 0 1 2 3>に関しては、『論語』学而篇に次のようにある。⁽²⁹⁾

有子曰。禮之用、和爲貴。先王之道、斯爲美。小大由之、有所不行。知和而和、不以禮節之、亦不可行也。（有

子、曰はく。礼の用は、和を貴しと為す。先王の道、斯れを美と為す。小、大、これに由るも、行なはれざる所あり。和を知りて和し、礼を以つてこれを節せざれば、亦た行こなはれるべからざるなり。……「和」は「調和」の意味で使われている。ここに、「和」の重要性が述べられており、「礼」を実現する為には「和」の必要性・重要性があるとして、「礼」・「和」の相互関連性・相互補完性について指摘している。この邢昺疏では、「和、謂樂也。樂主和同、故謂樂爲和。夫禮勝則離、謂所居不和。故禮貴用和、使不至於離也。（和は樂を謂ふなり。樂、和同を主とす。故に樂、和を為すを謂ふ。夫れ、礼、勝れば則ち離れ、居する所、不和を謂ふ。故に礼、貴び和を用ひ、離はるるに至らざら使めん。）」とある。邢昺（九三三〜一〇一〇）は「和」よりも「礼」が勝れば「不和」となることを指摘し、「礼」には「和」の必要性があることを述べている。

② へ〇無寡。 028 09に關しては、『論語』季氏篇に次のようにある。³³⁾

季氏將伐顓臾。冉有、季路見於孔子曰。季氏將有事於顓臾。孔子曰。求。無乃爾是過與。夫顓臾、昔者先王以爲東蒙主、且在邦域之中矣。是社稷之臣也。何以伐爲。冉有曰。夫子欲之。吾二臣者、皆不欲也。孔子曰。求。周任有言曰。陳力就列、不能者止。危而不持、顛而不扶、則將焉用彼相矣。且爾言過矣。虎兕出於柙、龜玉毀於櫝中、是誰之過與。冉有曰。今夫顓臾、固而近於費。今不取、後世必爲子孫憂。孔子曰。求。君子疾夫舍曰欲之、而必爲之辭。丘也聞。有國有家者、不患寡而患不均、不患貧而患不安。蓋均無貧、和無寡、安無傾。夫如是。故遠人不服、則脩文德以來之、既來之、則安之。今由與求也相夫子、遠人不服而不能來也。邦分崩離析而不能守也。而謀動干戈於邦內。吾恐。季孫之憂、不在顓臾、而在蕭牆之內也。（季氏、將に顓臾（せんゆ）を伐たんとす。冉有、季路、孔子に見へて曰はく。季氏、將に顓臾に事あらんとす。孔子、曰はく。求。乃ち、爾（なんじ）、是れ過（あや）まてることなからんや。夫れ顓臾、昔は、先王、以つて東蒙の主と爲り、且つ邦域の中に在る。是れ社稷の臣なり。何を以つて伐つこと爲さん。冉有、曰はく。夫子、これを欲す。吾が二臣は、皆、欲せざるなり。孔子、曰はく。

求。周任に言、有りて曰はく。力を陳べて列に就き、能はざるは止むと。危うくして持せず、顛（くつがえりて扶けずんば、則はち、將に焉くんぞ彼の相を用ひん。且つ爾（なんじ）の言、過（あやま）り。虎兇、柙（こ）より出で、龜玉、櫝中（とくちゅう）に毀るれば、是れ誰の過か。冉有、曰はく。今、夫れ顛與、固より費に近し。今、取らずんば、後世、必ず子孫の憂ひと爲らん。孔子、曰はく。求。君子、夫（か）のこれを欲すと曰ふを舍（お）ひて、必らずこれが辞を為すことを疾（にく）む。丘や聞く。国を有（たも）ち、家を有（たも）つ者は、寡（すくな）きを患（うれ）へずして均しからざるを患へ、貧しきを患へずして安からざるを患ふ。蓋し、均しければ貧しきことなく、和すれば寡なく、安ければ傾くことなし。夫れ是くの如し。故に、遠人、服さざれば、則ち文徳を修めて以つてこれを來たし、既にこれを來たせば、則はちこれに安んず。今、由と求とは夫子を相け、遠人、服さざれども來すこと能はざるなり。邦、分かれ崩れて離析して守ること能はず。而して干戈を邦内に動かさんことを謀る。吾れ、恐る。季孫の憂は、顛與に在らずして、蕭牆の内に在るなり）。・・・「和」は「和合」の意味で使われている。

③ 〈而後〇之。 〇 1 1 1 1〉 に関しては、『論語』述而篇に次のようである。

子與人歌而善、必使反之、而後和之。（子、人と歌ひて善ならば、必らずこれを反（かえ）さしめて、而して後にこれに和す）。・・・「和」は「合わせる」の意味で使われている。

④ 〈君子〇而不同。 〇 2 2 1 1〉・〈小人同而不〇。 〇 2 2 1 1〉 に関しては、『論語』子路篇に次のようである。

子曰。君子、和而不同。小人、同而不和。（子、曰はく。君子、和して同せず。小人、同じて和せず）。・・・「和」は「調和」の意味で使われている。・・・「和」の哲学の心得を述べており、心の主体的な「和」の意志を重んじて、表面的、形式的、思考を廻らせていない、考えのない「同」、付和雷同を戒めた。『集解』に「君子、心和、然其所見各異、故曰不同。小人所嗜好者則同、然各爭利、故曰不和。（君子、心、和し、然れども、其の見る所、各の

おの異なり、故に、「不同」と曰ふ。と。小人、嗜好する所は、則ち同じ、然れども、各のおの利を争ふ、故に、「不和」と曰ふ、と。」とある。⁽¹⁶⁾更に、義疏に「和、謂心不爭也。(和は、心、争はざるを謂ふ。)」とある。⁽¹⁷⁾このように、何晏(一九五〜二四九)は『集解』で、君子は心を和すけれども、その見識はそれぞれ異なり、小人は嗜好するところが同じで、利を争うので「不和」になると言う。また、皇侃(四八八〜五四五)は「和」とは心して争わないことを意味していると言う。

⑤ 〈動之斯0。 34 11〉に關しては、『論語』子張篇に次のようにある。⁽¹⁸⁾

陳子禽謂子貢曰。子爲恭也。仲尼豈賢於子乎。子貢曰。君子一言以爲知、一言以爲不知。言不可不慎也。夫子之不可及也、猶天之不可階而升也。夫子之得邦家者、所謂立之斯立、道之斯行、綏之斯來、動之斯和。其生也榮、其死也哀。如之何其可及也。(陳子禽、子貢に謂ひて曰はく。子、恭を爲すなり。仲尼、豈に子より賢ならんや。子貢、曰はく。君子、一言、以つて知と爲し、一言、以つて不知と爲す。言、慎まざるべからざるなり。夫子の及ぶべからざるや、猶は天の階して升るべからざるがごときなり。夫子の邦家を得る者、所謂、これを立つれば斯れ立ち、これを道びけば斯れ行はれ、これを綏(やす)んずれば斯れ來たり、これを動かせば斯れ和す。其の生なるは榮へ、其の死なるは哀しむ。これを如何ぞ其れ及ぶべけんや。)…「和」は「和合」の意味で使われている。

以上のように、『論語』の五篇に「和」の文字が出てくる。

①の学而篇・④の子路篇の「和」は「調和」の意味で使われている。②の季氏篇・⑤の子張篇の「和」は「和合」の意味で使われている。③の述而篇の「和」は「合わせる」の意味で使われている。このように「和」は、本拙稿にて先に考察したように、「話し合いにより剛柔を調整すること」の原意に基づく、所謂、「和する」の意味である。以上のことから、『論語』には、「和」に「peace」の意味は存在しない。また、①学而篇で「礼」と「和」についての相互関連性・相互補完性を指摘しており、更に、④子路篇で君子と小人の「和」について述べている。

四 「令」・「礼」・「和」と『論語』

上記のように、「令」と「和」のもともとの漢字の意味、成り立ち、並びに、『論語』の章における「令」と「和」の字の用いられ方、その章の思想、哲学についての若干の考察を試みた。ここに、まとめて、次の四点を指摘したい。

(1) 「令」と「令」の文字はどちらを用いるべきか。両方とも正しくて間違いがないというのは、書き手を混乱させる。⁽⁴⁹⁾

(2) 「二『論語』における「令」について」の②で述べたように、『論語』子路篇の「子曰。其身正、不令而行、其身不正、雖令而不從。(子、曰はく。其の身、正しければ、令せずとも行われ、其の身、正からざれば、令すと雖も従わず。)」は、人として正しいことをすることの重要性を述べている。「不正」は固より不可でしかない。また、この子路篇について、程樹德撰『論語集釈』(程俊英・蔣見元点校 中華書局 一九九〇年〈平成二〉)一一六三頁に、「【發明】古語云：『以身教者從、以言教者訟。』訟者、退有後言也。(古語に云ふ。『身を以て教ふる者には従ひ、言を以て教ふる者とは訟(あら)そふ。』訟は、退きて後の言、有るなり。)」とある。「古語に云ふ」ではあるが、口頭ばかりでなく、身をもつて教えることの大切さが述べられている。

(3) 「レイワ」の発音を漢字で表記すると、『論語』では、「令和」ではなくて、「礼和」となる。何故ならば、本拙稿、「二『論語』における「令」について」で述べたように、『論語』学而篇・公冶長篇・陽貨篇にある「巧言令色」は「鮮矣仁」の意味であり、「令色」の語は良い意味で使われていない。更に、「三『論語』における「和」について」の①でのべたように、『論語』学而篇の「有子曰。禮之用、和爲貴。先王之道、斯爲美。小大由之、有所不行。知和而和、不以禮節之、亦不可行也。(有子、曰はく。礼の用は、和を貴しと爲す。先王の道、斯れを美と爲す。小大、これに由るも、行なはれざる所あり。和を知りて和し、礼を以ってこれを節せざれば、亦た行こなはれるべからざるなり。)」は、聖徳太子の「十七条の憲法」第一条の「和を以て貴しとなす」の典拠となるものであり、ここ

に、「礼」と「和」の相互の関係、関連性について述べてある。以上のことから、「レイワ」は、『論語』では、「令和」ではなくて、「礼和」となる。また、邢昺疏に、「和、謂樂也。樂主和同、故謂樂爲和。夫禮勝則離、謂所居不和。故禮費用和、使不至於離也。(和は樂を謂ふなり。樂、和同を主とす。故に樂、和を爲すを謂ふ。夫れ、礼、勝れば則ち離れ、居する所、不和を謂ふ。故に礼、貴び、和を用ふるは、離はるるに至らざら使めん。）」とある。「和」よりも「礼を以て貴しとなす」とするのは良くないことだと指摘をしている。

(4) 「三『論語』における「和」について」の④で述べたように、『論語』子路篇の「子曰。君子、和而不同。小人、同而不和。(子、曰はく。君子、和して同ぜず。小人、同じて和せず。)」は、君子と小人における「和」の心得についてと「雷同」について述べており、何晏は、君子は、その見識はそれぞれ異なるが、「和」することを心掛け、小人は利に走り争う為に「不和」になると指摘した。

以上である。

五 結

総じて述べると次のようになる。孔子(前五二一〜前四七九)は『論語』の中で「仁」を主張している。子路篇に「剛毅木訥」は「仁に近し」、とあり、学而篇・陽貨篇では、「巧言令色」は「鮮なし仁」とある。つまり、孔子の「仁」の思想においては、「木訥」は肯定的であるが、「令色」は否定的である。このように、「令色」をあまりいいとは考えていない^①。尚、「令」に関する思想については、前節の(2)・(3)を参照して頂きたい。また、『論語』において「レイワ」は、学而篇にあるような、「礼・和」となる。この学而篇では「礼」と「和」との相互関係性、相互補完性が指摘されている^②。邢昺はその「疏」で、「礼」の行き過ぎは人心が離れることになる為に、「礼」よりも「和を以て貴しとなす」

とすべきであるとした⁽⁴³⁾。また、何晏は、別章（子路篇）の『集解』で、君子はそれぞれ見識が異なっている、君子は「和」を心掛けるが、小人は共に利に争い「不和」となることを指摘している⁽⁴⁴⁾。それから、朱熹は、先の学而篇の『集注』で、「礼」を「天理の節文、人事の儀則」として「自然の理」だとし、「礼」を用いるところに「和」が従容とするものだとしている。つまり、朱熹はどちらかと言えば「和」よりも「礼」の実践が先行するものとの「礼の思想」の重要性を述べている⁽⁴⁵⁾。このように、諸注釈家により見解を異にはするが、上記の本拙稿での考察のように、『論語』においては、「令」に「うるわしい」の意味は伺えず、「令は善なり」という概念よりも、孔子は人としての最高徳目である「仁」にこそ、その哲学・思想の展開があるとして、△「令」ではなくて「礼」と「和」とについて論じているのが『論語』である⁽⁴⁷⁾と言える。

註

- (1) 川口謙二・池田政弘著『元号事典』（東京美術選書16 東京美術 一九七七年〈昭和五十二〉）の帯に、「元号は中国の戦国時代、魏の恵王の治政にはじまった。日本では古来朝鮮伝来の干支を用いていたが、孝徳天皇（六四五～六五四）のとき、はじめて「大化」の元号がたてられた。一世一代の元号は明治に入ってからである。」とある。更に、「中国・日本・朝鮮・ベトナムの公年号一覧」（水上雅晴編『年号と東アジア―改元の思想と文化―』八木書店 二〇一九年〈令和元〉附録 三六頁）、同書、「第二部 朝鮮・ベトナムと年号」、等、参照。
- (2) 安居香山・中村璋八編『重修緯書集成卷一下（易 下）附校勘 索引』（明德出版社 一九八五年〈昭和六〇〉）の一三四頁、「易緯」に、「辛酉爲革命、甲子爲革命」とある。更に、安居香山『緯書』（明德出版社 一九六九年〈昭和四十四〉）、安居香山『予言と革命』（探求社 一九七六年〈昭和五十一〉）、安居香山『中国の神秘思想』（平河出版社 一九八八年〈昭和六十三〉）、参照。更に、水上雅晴編『年号と東アジア―改元の思想と文化―』（八木書店 二〇一九年〈令和元〉）四九頁の「辛酉年と甲子年の中国と日本の改元実態」、また、同書二一九頁、清

水浩子「年号と王朝交代」、等、参照。

- (3) 諸橋轍次著『大漢和辭典 索引』（大修館書店 一九六〇年〈昭和三十五〉）の七八三頁に、「80307 令1615」とあるのは誤植であり、本来、「80307 令1615」とするべきである。「令」ではなくて、「令」であるのならば「80207」としなければならない。『四角号碼新詞典』（商务印书館 一九五八年〈中華人民共和国一〇〉）、参照。

- (4) 栞貴明・田栞主編『十三經索引』（北京 中国社会科学出版社 二〇〇三年〈中華人民共和国五十五〉）に、他に、「令和」・「和令」の語彙は存在しない。また、葉紹鈞編『十三經索引』（中華書局出版 一九八三年〈中華人民共和国三十五〉）に記述はない。『禮記引得 附標校經文』（李國楨 南嶽出版社 一九七八年〈中華人民共和国六十七〉）Copyright 1996 in the Republic of China Harvard-Yenching Institute) の頁 173頁に、「命相布徳和〇」の指摘はあるが、何故か、「命相布徳〇令」はな。く。

- (5) 『重栞宋本禮記注疏附校勘記 嘉慶二十年江西南昌府学開雕』（藝文印書館 一九七六年〈中華民國六十五〉）の二八六頁、参照。因みに、『礼記』月令篇（新釈漢文大系27 礼記上 竹内昭夫著 明治書院 一九七一年〈昭和四十六〉）二二八頁に、「立春之日、天子親帥三公九卿諸侯大夫、以迎春於東郊、還反賞公卿大夫於朝、命相布徳和令、行慶施惠、下及兆民。……立春之日、天子、親ら三公・九卿・諸侯・大夫を帥みて、以て春を東郊に迎へ、還反して公卿・大夫を朝に賞し、相に命じて徳を布き令を和げ、慶を行ひ惠を施し、下兆民に及ぶ。……立春の日になると、みづから三公・九卿・諸侯・大夫らを率い、都の東郊に出て太皞や句芒（天帝とその付添いの神）を祭り、春を迎える。そして王宮に帰って公卿（三公・九卿たち）や大夫たちを、祭を助けたことについて賞し、大臣に命じて、臣民に対し恩徳を厚くし、禁令を緩めさせ、賞を与え、物を施して万民に行きわたるようにさせ、かつ賞や施しがすべて公正で誤りのないように、注意させる。」とある。

- (6) 二〇一九年〈令和元〉五月十二日（日曜日）の産経新聞一面の「古典個展 まだある「令和」の出典」にその指

摘がある。

- (7)元号「令和」についての経緯を少し述べると次のようになる。平成三十一年四月一日午前十一時四十一分頃に、「平成」に代わる次の元号「令和」が菅義偉内閣官房長官により発表された。五月一日から「令和元年」となる。出典は、大伴旅人の晩年、六十五歳の七三〇年〈天平二〉正月に梅の歌を宴席で詠んだ『万葉集』巻五「梅花の歌三十二首」の序文にある、「初春令月、氣淑風和、(初春 令月 氣、淑(よ)く、風、和なり、)の「令」の字と「和」の字である、と安倍晋三首相は言う。しかし、これは、すでに、『文選』(中国六朝時代南朝梁の昭明太子(五〇〇一〜五三二)によって編纂された詩文集)の第十五巻の後漢の張衡(七八〜一三九)の詩「婦田賦」に、「仲春令月、時和氣清(仲春の令月、時、和し、氣、清し)」とある(小尾郊一編著『文選(文章編)二』(全釈漢文大系27 集英社 一九七四年〈昭和四十九〉)二七三頁、参照)。尚、『ドキュメント「令和」制定』(日本テレビ政治部 中公新書ブクレ 二〇一九年〈令和元〉)、『令和誕生―退位・改元の黒衣たち―』(読売新聞政治部 新潮社 二〇一九年〈令和元〉)、参照。
- (8)以下、本拙稿において、『論語』における「令」と「和」の文字が使われている章を取り上げた。参照されたし。
- (9)『説文解字注』(四部善本新刊 断句套印本 附許學叢書本段氏説文注訂合刊 漢京文化事業有限公司 一九八〇年〈中華民國六十九〉)四三五頁、参照。並びに、段注については、尾崎雄二郎編『訓讀 説文解字注 匏冊』(東海大学古典叢書 東海大学出版会 一九九三年〈平成五〉)一五八頁、参照。尚、「号部」・「口部」・「人部」については、同書、一六四頁の注(15)から注(23)、参照。更に、『詩』(小雅、「角弓」)の(鄭)箋に曰はく、「令は善なり」と。については、『重刊宋本詩經注疏附校勘記 嘉慶二十年江西南昌府學開雕』(藝文印書館 一九七六年〈中華民國六十五〉)五〇四頁、参照。
- (10)『正中形音義綜合大字典』(高樹藩編纂・王修明校正 正中華局印行 一九七一年〈中華民國六十〉)五五頁、並びに、藤堂明保著『漢字語源辞典』(學燈社 一九六五年〈昭和四〇〉)四七六頁、参照。

- (11) 明、程榮『漢魏叢書 附…索隱 二』(明、萬曆壬申年一五九二年本 新興書局有限公司 一九七七年〈中華民國六十六年〉一〇三七頁、参照。
- (12) 因みに、張衡の「婦田賦」の「令月」の「令」の意味は、「善」の意味で使われている。
- (13) 『説文解字注』(四部善本新刊 断句套印本 附許學叢書本段氏説文注訂合刊 漢京文化事業有限公司 一九八〇年〈中華民國六十九年〉五七頁、参照。並びに、段注については、尾崎雄二郎編『訓讀 説文解字注 金冊』(東海大学古典叢書 東海大学出版会 一九八一年〈昭和五十六年〉五五五頁、参照。尚、段注の「十七部」については、同書、三頁、参照。
- (14) 白川静著『字統』(平凡社 一九八四年〈昭和五十九年〉九二二頁の全文を参照されたし。
- (15) 『重栞宋本周禮注疏附校勘記 嘉慶二十年江西南昌府學開雕』(藝文印書館 一九七六年〈中華民國六十五年〉三三七頁、参照。
- (16) 揚雄撰 范望注『太玄經』(諸子百家叢書 上海古籍出版社 一九九〇年〈中華人民共和國四十二年〉九九頁、参照。『論語引得 附標校經文』(李國楨 南嶽出版社 一九七八年〈中華民國六十七年〉 Copyright 1996 in the Republic of China Harvard-Yenching Institute)の九四頁に次のようにある。「90020令 巧言0色 1 / 1 / 3 : 36 / 17 / 15 巧言0色足恭 9 / 5 / 25 不0而行 25 / 13 / 6 雖0不從 25 / 13 / 6 慢0致期謂之賊 42 / 20 / 2 0 23 (1) 令尹 00子文三仕爲00 8 / 5 / 19 舊00之政 8 / 5 / 19 必以告新00 9 / 5 / 19」とある。ここに、「0 23 (1)」とある。これは、「顔淵篇」の「子貢問政。子曰。足食、足兵、民信之矣。子貢曰。必不得已而去、於斯三者、何先。曰。去兵。曰。必不得已而去、於斯二者、何先。曰。去食。自古皆有死。民、無信不立。(子貢、政を問ふ。子、曰はく。食を足し、兵を足し、民をしてこれを信ぜしむ。子貢、曰はく。必らず已むを得ずして去らば、斯の三者において、何をか先にせん。曰はく。兵を去らん。子貢、曰はく。必らず已むを得ずして去らば、斯の二者において何をか先にせん。

曰はく。食を去らん。古へより皆な死あり。民、信なくんば立たず。」である。この「民信之矣。(民をしてこれを信ぜしむ。)」の「民」と「信」の字の間に、「民上」有令字、又令一作使」であるとの注がある。これは、『重栞宋本論語注疏附校勘記 嘉慶二十年江西南昌府學開雕』(藝文印書館 一九七六年〈中華民國六十五〉)の一・二頁の「論語注疏校勘記」(阮元撰盧宣旬摘録)に、「民信之矣 皇本民上有令字高麗本令作使」とある。つまり、皇侃本では、「令民信之矣。(民をしてこれを信ぜしむ。)」となっており、高麗本では、「使民信之矣。(民をしてこれを信ぜしむ。)」となっていると言っていることである。

- (18) 本拙稿において、底本は『重栞宋本論語注疏附校勘記 嘉慶二十年江西南昌府學開雕』(藝文印書館 一九七六年〈中華民國六十五〉)を用いた。因みに、底本では「令」の表記ではなくて、「令」となっている。尚、『論語』の訳注には、金谷治訳注『論語』(岩波書店 一九六三年〈昭和三十八〉)、吉田賢抗著『論語』(明治書院 一九六〇年〈昭和三十五〉)、貝塚茂樹訳注『論語』(中央公論新社 一九七三年〈昭和四十八〉)、加地伸行全訳注『論語』(講談社学術文庫 二〇〇四年〈平成十六〉)、等々がある。参照されたし。尚、本拙稿においては、逐語的、意識的な適切性を勘案して、筆者独自の書き下し文を付した。

- (19) 『重栞宋本論語注疏附校勘記 嘉慶二十年江西南昌府學開雕』(藝文印書館 一九七六年〈中華民國六十五〉)四四頁、金谷治訳注『論語』(岩波書店 一九六三年〈昭和三十八〉)九七頁、並びに、程樹德撰『論語集釈』(程俊英・蔣見元点校 中華書局 一九九〇年〈平成二〉)四二七頁、参照。また、前掲の『論語集釈』、四三二頁に、『集注』令尹、官名、楚上卿執政者也。(令尹は、官名にして、楚の上卿、執政の者なり。）」とある

- (20) 『重栞宋本論語注疏附校勘記 嘉慶二十年江西南昌府學開雕』(藝文印書館 一九七六年〈中華民國六十五〉)一一六頁、金谷治訳注『論語』(岩波書店 一九六三年〈昭和三十八〉)二五二頁、並びに、程樹德撰『論語集釈』(程俊英・蔣見元点校 中華書局 一九九〇年〈平成二〉)一一六三頁、参照。

- (21) 程樹德撰『論語集釈』(程俊英・蔣見元点校 中華書局 一九九〇年〈平成二〉)一一六三頁に、『集解』令、教令也。(令

は、教令なり。」とある。また、同書、同頁に、「【發明】古語云…『以身教者從、以言教者訟。』訟者、退有後言也。（古語に云ふ。『身を以て教ふる者には従ひ、言を以て教ふる者とは訟（あら）そふ。』訟は、退きて後の言、有るなり。）」とある。「古語」では、言うだけではなくて、身をもつて教えることの重要性を述べている。

- (22) 『重栞宋本論語注疏附校勘記 嘉慶二十年江西南昌府學開雕』（藝文印書館 一九七六年〈中華民國六十五〉）一〇九頁、金谷治訳注『論語』（岩波書店 一九六三年〈昭和三十八〉）三九八頁、並びに、程樹德撰『論語集釈』（程俊英・蔣見元点校 中華書局 一九九〇年〈平成二〉）一七六九頁、参照。

- (23) 『重栞宋本論語注疏附校勘記 嘉慶二十年江西南昌府學開雕』（藝文印書館 一九七六年〈中華民國六十五〉）六頁、金谷治訳注『論語』（岩波書店 一九六三年〈昭和三十八〉）二二頁、並びに、程樹德撰『論語集釈』（程俊英・蔣見元点校 中華書局 一九九〇年〈平成二〉）二二頁、参照。

- (24) 『通志堂経解』16（江蘇廣陵古籍刻印社 一九九三年〈中華人民共和國四十三〉）三〇頁、参照。また、程樹德撰『論語集釈』（程俊英・蔣見元点校 中華書局 一九九〇年〈平成二〉）二二頁に、「【考證】大戴禮曾子立事篇：巧言令色、難於仁矣。（『大戴禮』曾子立事篇に、「巧言令色、仁を難ず。」）とある。また、同書、同頁に、「【集解】包曰：巧言、好其言語。令色、善其顔色。皆欲令人説之、少能有仁也。」（包、曰はく。「巧言は、其の言語を好くす。令色は、其の顔色を善くす。皆、令人を欲してこれを説く、少なく、仁、有るに能ふ。」）とある。また、同書、同頁に、「【唐以前古注】皇疏引張憑云：仁者、人之性也。性有厚薄、故體足者難耳。巧言令色之人於仁性爲少、非爲都無其分也。故曰鮮矣有仁。（皇疏、張憑を引きて云ふ。「仁は、人の性なり。性に厚薄、有りて、故に足るを体すは難ずのみ。巧言令色の人、仁性に少を爲し、都て其の分、無きを爲すに非ず、故に曰ふ、仁、有るを鮮なし、と。」）とある。また、同書、二二頁に、「【集注】巧、好。令、善也。好其言、善其色、致飾於外、務以説人、則人欲肆而本心之徳亡矣。聖人辭不迫切、專言鮮則絶無可知、學者所當深戒也。（巧は、好なり。令は、善なり。其の言を好くし、其の色を善くし、飾りを外に致して、務めて以つて人に説けば、則はち人、肆を欲して、本心の徳、亡し。聖人

- の辞、迫切せずして、専はら鮮を言へば、則はち絶へて知るべきなく、学ぶ者、当に深戒すべき所なり。」とある。
- (25) 『重栞宋本論語注疏附校勘記 嘉慶二十年江西南昌府學開雕』（藝文印書館 一九七六年〈中華民國六十五年〉）一六頁、金谷治訳注『論語』（岩波書店 一九六三年〈昭和三十三年〉）一〇一頁、並びに、程樹德撰『論語集釈』（程俊英・蔣見元点校 中華書局 一九九〇年〈平成二年〉）四四九頁、参照。また、前掲の『論語集釈』、四五五頁に、「【集注】足、過也。（足は、過なり。）」とある。
- (26) 『重栞宋本論語注疏附校勘記 嘉慶二十年江西南昌府學開雕』（藝文印書館 一九七六年〈中華民國六十五年〉）一五七頁、金谷治訳注『論語』（岩波書店 一九六三年〈昭和三十三年〉）三五四頁、並びに、程樹德撰『論語集釈』（程俊英・蔣見元点校 中華書局 一九九〇年〈平成二年〉）一五七八頁、参照。また、前掲の『論語集釈』、一五七八頁に、「【集解】王曰：「巧言無實、令色無質。（王、曰はく、「巧言は無実にして、令色は無質なり。）」」とある。
- (27) 註(23)・註(25)・註(26)、参照。
- (28) 『論語引得 附標校經文』（李國楨 南嶽出版社 一九七八年〈中華民國六十七年〉）Copyright 1996 in the Republic of China Harvard-Yenching Institute) の一五七頁に次のようにある。「2688「和 0爲貴 2 / 1 / 12 知0而0 2 / 1 / 12 而後0之 13 / 7 / 32 君子0而不同 26 / 13 / 23 小人同而不0 28 / 13 / 23 0無寡 33 / 16 / 1 動之斯0 41 / 19 / 25」とある。
- (29) 『重栞宋本論語注疏附校勘記 嘉慶二十年江西南昌府學開雕』（藝文印書館 一九七六年〈中華民國六十五年〉）八頁、金谷治訳注『論語』（岩波書店 一九六三年〈昭和三十三年〉）二八頁、並びに、程樹德撰『論語集釈』（程俊英・蔣見元点校 中華書局 一九九〇年〈平成二年〉）五九頁、参照。
- (30) 「聖德太子十七ヶ條之憲法・并註」（坂本太郎編『聖德太子全集』第一卷 十七條憲法 龍吟社 一九四二年〈昭和十七年〉）一三頁に、「一曰。以和爲貴。（二曰ク。和ヲ以テ 貴シト 爲ス。）」とある。更に、諸江辰男「以和爲貴」（『香料』 173 一九九二年〈平成四年〉）、深瀬忠一「聖德太子の17条の憲法（とくに「以和爲貴」）に

たいする中国諸思想の影響と日本の総合およびその憲法文化的遺産と今日的意義―1―」（『北星学園大学経済学部北星論集』32 一九九五年〈平成七〉）、荒木雪葉「『和の文化』論：『和爲貴』解釈を端緒として」（『和の文化』1 二〇一二年〈平成二十四〉）、参照。

- (31) 程樹德撰『論語集釈』（程俊英・蔣見元点校 中華書局 一九九〇年〈平成二〉）六〇頁に、「【集注】禮者、天理之節文、人事之儀則也。和者、從容不迫之意。蓋禮之爲體雖嚴 然皆出於自然之理、故其爲用必從容而不迫、乃爲可貴。先王之道此其所以爲美、而小事大事無不由之也。（礼は、天理の節文、人事の儀則なり。和は、從容として迫まらざるの意なり。蓋し、礼の体、爲るは、嚴なりと雖も、然れども皆、自然の理に出で、故に其の用爲るは、必らず從容として迫まらず、乃はち貴ぶべきと爲る。先王の道、此れ其の美と爲す所以にして、而して、小事大事、これに由らざるなきなり。）とある。朱熹（一一三〇～一二〇〇）は「礼」を「天理の節文、人事の儀則」として「自然の理」だとしている。そして、「礼」を用いるところに「和」も從容として付随するものだとしている。従って、どちらかと言えば、「和」そのものよりも「礼」そのものの重要性を強調している。

- (32) 『重栞宋本論語注疏附校勘記 嘉慶二十年江西南昌府學開雕』（藝文印書館 一九七六年〈中華民國六十五〉）八頁上段B葉、参照。

- (33) 『重栞宋本論語注疏附校勘記 嘉慶二十年江西南昌府學開雕』（藝文印書館 一九七六年〈中華民國六十五〉）一四六頁、金谷治訳注『論語』（岩波書店 一九六三年〈昭和三十八〉）三二四頁、並びに、程樹德撰『論語集釈』（程俊英・蔣見元点校 中華書局 一九九〇年〈平成二〉）一四五頁、参照。尚、「何以代爲」は、金谷治訳注『論語』（岩波書店 一九六三年〈昭和三十八〉）三三五頁では、「何以爲代也」とある。この三三六頁に、「*伐つことを爲さん——「爲伐也」。唐石經・通行本では「伐爲」とあつて「也」字が無い。皇本はこの本と同じ。」との記述がある。

- (34) 『重栞宋本論語注疏附校勘記 嘉慶二十年江西南昌府學開雕』（藝文印書館 一九七六年〈中華民國六十五〉）

六五頁、金谷治訳注『論語』（岩波書店 一九六三年〈昭和三十三年〉）一四六頁、並びに、程樹德撰『論語集釈』（程俊英・蔣見元点校 中華書局 一九九〇年〈平成二二〉）六四三頁、参照。また、前掲の『論語集釈』、六四三頁に、「【考異】史記世家・使人歌善、則使復之、然後和之。（『史記』世家に、人をして歌、善ならしめば、則ち、これに復さしめ、然る後に、これに和す。）とある。

(35) 『重栞宋本論語注疏附校勘記 嘉慶二十年江西南昌府學開雕』（藝文印書館 一九七六年〈中華民國六十五年〉）

一一九頁、金谷治訳注『論語』（岩波書店 一九六三年〈昭和三十三年〉）二六五頁、並びに、程樹德撰『論語集釈』（程俊英・蔣見元点校 中華書局 一九九〇年〈平成二二〉）一二〇五頁、参照。

(36) 『重栞宋本論語注疏附校勘記 嘉慶二十年江西南昌府學開雕』（藝文印書館 一九七六年〈中華民國六十五年〉）

一一九頁上段A・B葉、参照。

(37) 『論語集解義疏』四冊（王雲五主編『叢書集成初編』 上海商務印書館 一九三七年〈中華民國二十六年〉）四〇四

（一八六）頁、参照。

(38) 『重栞宋本論語注疏附校勘記 嘉慶二十年江西南昌府學開雕』（藝文印書館 一九七六年〈中華民國六十五年〉）

一七四頁、金谷治訳注『論語』（岩波書店 一九六三年〈昭和三十三年〉）三九三頁、並びに、程樹德撰『論語集釈』（程俊英・蔣見元点校 中華書局 一九九〇年〈平成二二〉）一七二八頁、参照。

(39) 註(3)、参照。

(40) 註(30)、参照。

(41) 五十嵐恵太「『巧言令色鮮矣仁』と『剛毅木訥近仁』の比較問題について」（『大正大学大学院研究論集』第40号 二〇一六年〈平成二八〉）に、「巧言令色」と『剛毅木訥』、「鮮矣仁」と『近仁』、についての詳細な論考がある。参照されたし。

(42) 本拙稿、「三『論語』における「和」について」の①、更に、「四「令」・「礼」・「和」と『論語』」の③、参照。

- (43) 本拙稿、「四」「令」・「礼」・「和」と『論語』の(3)、参照。
- (44) 本拙稿、「四」「令」・「礼」・「和」と『論語』の(4)、参照。
- (45) 註(31)、参照。
- (46) 加地伸行『儒教とは何か』(中公新書 一九九〇年〈平成二〇〉八三頁、参照)。
- (47) 二〇一九年〈令和元〉十月十六日(水曜日)の読売新聞一二面の「時代の証言者 令和の心 万葉の旅 中西進 90 [1]」に、「……命令が思い浮かぶと批判する学者もいますが、改めて中国の国語辞典で確認すると「令は善なり」とある。善は「論語」では最高の価値を与えられていて、やはりいい言葉です。善だからこそ規律は法令とされ、人は自らを律し、令に従う。実に「令しい」日本語です。……」とある。中西氏は『論語』を誤解している。『論語』では「善」よりも「仁」であり、「令」は「令色」としてあまりいい意味で使われていない。更に、「令(うるわ)しい」の漢字の読み、訓についても、漢字のもともとの成り立ち、意味、中国文献での扱われ方、等からして疑問であり、無理である。因みに、本拙稿、「一」「令」と「和」の文字について」で述べたように、『説文解字』段注に、「凡、令訓、善者、靈之假借字也。(凡よそ、「令」の訓、「善」は、「靈」の仮借の字なり。)」とある。「令は善なり」は、もともとは「靈は善なり」であり、「靈」を「令」としたのは、基本的には字音による仮借の文字である。つまり、「令は善なり」で、云々、「令(うるわ)しい」と論ずるのは疑問であり、問題である。従って、何かと所々、疑問、問題、等は多々あるのではあるが、しかし、中西氏が『万葉集』を原典とした(「礼ではなく」令の思想)から、日本語として「令(うるわ)しい」と訓じたことは、素晴らしいと考える。本拙稿、註(7)の諸本、参照。